

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時  
令和元年 11 月 11 日（月曜日）  
午後 1 時 22 分開会、午後 1 時 54 分散会
- 2 場所  
第 5 委員会室
- 3 出席委員  
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、  
小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
上野担当書記、千葉担当書記、前田併任書記、駒木併任書記、尾形併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 環境生活部  
大友環境生活部長、小島副部長兼環境生活企画室長、  
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、  
戸田環境生活企画室企画課長、  
佐々木環境保全課総括課長、佐々木資源循環推進課総括課長、  
谷藤自然保護課総括課長、坊良県民くらしの安全課総括課長、
  - (2) 保健福祉部  
野原保健福祉部長、高橋副部長兼保健福祉企画室長、  
今野副部長兼医療政策室長、  
山崎参事兼障がい保健福祉課総括課長、  
阿部保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、  
菊池地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、  
門脇子ども子育て支援課総括課長、福士医療政策室医務課長、  
稲葉医療政策室地域医療推進課長、
- 7 一般傍聴者  
0 人
- 8 会議に付した事件
  - (1) 環境生活部関係審査  
(議 案)

議案第43号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第4款 衛生費

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

議案第43号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第5項 災害救助費中 保健福祉部関係

第11款 災害復旧費

第7項 保健福祉施設災害復旧費

9 議事の内容

○**神崎浩之委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第43号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第4款衛生費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小島副部長兼環境生活企画室長** 提案理由の説明に先立ち、台風第19号災害に伴う環境生活部関係の被害状況等について御報告いたします。

追加資料として、お手元に配付しております11月8日午前6時現在の状況を取りまとめました台風第19号災害に伴う環境生活部関係の被害状況等についてをごらんください。

1、水道施設についてですが、今回の台風によって断水被害は、最大7市町村で2,000戸余り確認されましたが、10月29日までに全て解消しております。

次に、2、災害廃棄物処理についてですが、災害廃棄物の仮置き場を設置している市町村は、現在9市町村、13カ所となっており、分別を行いながら保管しているところです。

次に、3、自然公園施設についてですが、沿岸7市町村の県管理施設で倒木や土砂崩れ、のり面崩落等が生じており、危険箇所において進入禁止の措置を行っております。

今後の環境生活部の対応についてであります。被災した水道施設につきましては、本格復旧に向けて国庫補助事業を活用できるよう被災自治体の業務の支援に努めてまいります。災害廃棄物処理につきましては、関係市町村等と連携して、災害廃棄物の早期処理に取り組んでまいります。また、自然公園施設につきましては、被災した集団施設地区や長

距離自然歩道等の重要な自然公園施設の国の直轄による早急な復旧整備や、その他の被災施設に対する補助事業の創設などについて、国に対して要望を行っているところであります。引き続き速やかな復旧整備に向けて取り組んでまいります。

以上で、台風第19号災害に伴う環境生活部関係の被害状況等についての御報告を終わります。

続きまして、環境生活部関係の台風第19号災害に伴う補正予算について御説明申し上げます。議案(その6)の4ページをお開き願います。議案第43号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第3号)のうち、当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、4ページの4款衛生費、2項環境衛生費の3,216万2,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、補正の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の17ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。右側の説明欄に記載している管理運営費は、被災市町村の災害廃棄物の早期処理や、水道施設復旧に向けた支援のための活動経費等について補正するものであります。

次の4目環境保全費であります。右側の説明欄に記載している環境保全費は、大雨により浸水被害を受けた大気汚染常時監視測定機器の修理に要する経費について補正しようとするものであります。

次の、5目自然保護費であります。右側の説明欄に記載している自然公園施設整備事業費は、被災した国立公園の施設の復旧に要する経費について補正しようとするものであります。

以上が台風第19号災害に伴う環境生活部関係の補正予算の内容であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木努委員** 自然公園の施設、具体的にどこにどのような予算をつけるのでしょうか。

○**谷藤自然保護課総括課長** 自然公園の対象ですが、被災している公園のうち被害額が判明した箇所の調査委託費及び工事費について補正予算として要求するものでございます。具体的には、田野畑村の長距離自然歩道、宮古市の長距離自然歩道ですが、これから随時、積算額、被害額が判明した都度、追加していくことにしております。

○**名須川晋委員** 今回非常に風が強いということで、千葉県でも停電被害が倒木によって多数あったということでしたが、これから復旧ということで、今後さまざまな台風被害が大きくなると予想されている中で、未然に被害を防止する、あるいは減少させる対策も講じるのか。間伐や、枯れている木や歩道近くの木を伐採するなど、そういうところも含めて整備したほうが効率的だと思うのですが、その辺はどのようにお考えなのでしょう。

ようか。

○**谷藤自然保護課総括課長** 基本的には自然公園施設ですので、できるだけ自然のままという形は崩さない形での整備をするわけですが、その中でも歩道部分は、できるだけ復旧に合わせてのり面の崩壊等が少ない形の工夫をしながら、進めてまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第 43 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 11 款災害復旧費のうち、それぞれ保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼保健福祉企画室長** 議案第 43 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。当部の補正予算は全て台風第 19 号災害への対応に係るものでありますので、提案理由の説明に先立ち、当部関係の被害状況について、現時点での取りまとめにより報告申し上げます。

お手元に配付いたしております資料、台風第 19 号災害に伴う保健福祉部関係の被害状況をごらん願います。まず、1 の住居等の被害についてであります。全壊が 41 棟、半壊が 734 棟、一部破損が 1,545 棟、床上浸水が 46 棟、床下浸水が 114 棟となっております。

次に、2 の施設関係であります。医療機関につきましては人的被害はございませんが、物的被害が床上浸水、床下浸水、停電及び一部破損等で 16 件となっております。おめくりをいただきまして 2 ページとなりますが、社会福祉施設等につきましても人的被害はございませんが、物的被害は救護施設 1 件、老人福祉施設等 28 件、障がい福祉施設 15 件、児童福祉施設等 23 件となっており、床上浸水、床下浸水、停電、断水及び一部破損等が報告されております。

10 月 23 日の当委員会において報告いたしました被害状況から調査が進み、住居、施設

とも被害件数が増加したところであり、被害に応じた支援を行うため、今回補正予算を提案するものであります。なお、被害を受けた施設は、現在全て運営されていることを確認しているものであります。

続きまして、補正予算について説明申し上げます。議案（その6）の4ページをお開き願います。一般会計補正予算（第3号）のうち、当部関係の歳出補正予算は、3款民生費のうち、1項社会福祉費及び5項災害救助費の合わせて12億575万円余と、5ページに参りまして、11款災害復旧費のうち、7項保健福祉施設等災害復旧費の6,722万円余で、総額12億7,298万円の増額補正であります。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,411億838万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明申し上げます。予算に関する説明書の15ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の右側説明欄、介護支援専門員実務研修受講試験再実施運営費補助は、受験者の安全を考慮し、10月の実施を中止した介護支援専門員実務研修受講試験の再実施に向け、県が指定する試験実施機関に対し再実施に要する経費を補助しようとするものであります。

16ページに参りまして、5項災害救助費、1目救助費の説明欄、保健福祉部の一つ目、救助費は、災害救助法に基づき避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食料や飲料水等の供給など、応急的に必要な救助を行おうとするものであります。

二つ目の災害弔慰金負担金と、その次の災害障害見舞金負担金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災市町村が行う災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する経費に対し、それぞれ負担しようとするものであります。

四つ目の災害援護資金貸付金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災市町村が行う災害援護資金の貸し付けに対し、財源の貸し付けを行おうとするものであります。

その次の仮設住宅共益費支援事業費は、被災市町村が応急仮設住宅の共益費を負担する場合に、その負担に要する経費を支援しようとするものであります。

その次の被災者生活再建支援金支給補助は、被災世帯の早期の生活再建のため、被災者生活再建支援法による支援を受けられない全壊世帯や、半壊及び床上浸水被害を受けた世帯に対して、被災市町村が行う支援金の支給に要する経費を補助しようとするものであります。

37ページに飛びまして、11款災害復旧費、7項保健福祉施設災害復旧費、1目社会福祉施設等災害復旧費の説明欄、障害者支援施設等災害復旧事業費補助、老人福祉施設等災害復旧事業費補助及び児童福祉施設災害復旧事業費補助は、被害を受けた障がい者支援施設、高齢者及び児童福祉施設の災害復旧に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し

上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**名須川晋委員** いつも思うのですが、結構重要な案件ですけれども、説明や資料が足らぬように思うわけです。災害援護資金貸付金の中身、また被災者生活再建支援金支給補助について、何件を対象しているのか、今後これはふえていく見込みであるのかなど、内容について、教えてください。

○**菊池地域福祉課総括課長** まず、災害援護資金の貸付金についてですが、現時点ではまだ何件需要があるかということ把握するのは難しいところがありまして、件数については、平成28年台風第10号災害の際に2年間で13件ほどありましたので、今回は、同じ件数という見込みをいたしました。単価は過去のを参考にいたしまして、150万円程度として、今回の補正予算の算出根拠としているところでございます。

それから、生活再建支援金についてですが、今回計上しております部分は、国の制度の分は直接被災された方に都道府県センターから行くということで、県単で行う部分を計上しております。国の制度が適用になるのは、宮古市、釜石市、山田町ですので、それ以外の市町村における被災者生活再建支援法が適用にならない全壊世帯、大規模半壊世帯に対して県単の補助を行うこととしております。全壊世帯の場合ですと、基礎支援金として100万円、加算支援金として、例えば新たに建設する場合は200万円など、再建方法によって加算額が異なりますけれども、合わせて300万円の支援を行うというものでございます。それから、大規模半壊世帯については、全壊世帯と同じなのですが、基礎支援金が50万円になるということで、最大250万円の支援を行うということでもあります。それから、県単で行うものについては、国の制度は全壊世帯と大規模半壊世帯が対象ですけれども、その制度では適用にならない半壊世帯と床上浸水世帯も県単で支援をするということで、半壊世帯の場合は最大20万円、床上浸水世帯が5万円の支援を行います。被害の状況が明らかになってきておりますけれども、今時点、今回計上している予算で、わかっている被害状況に十分対応できる予算額となっております。

○**名須川晋委員** ありがとうございます。もし御承知であれば、市町村の単独の補助について、どういうふうな状況であるかということまで教えていただければと思います。

○**菊池地域福祉課総括課長** 私ども、直接市町村から聞いてはいないので、報道や、山田町ではホームページにも載せておりますので、それらの内容になりますが、山田町は、全壊や大規模半壊、半壊は最大100万円、一部損壊は最大20万円などということで承知しております。宮古市については、全壊世帯が新築購入する場合に最大200万円、地場産の木材などを使う場合はさらに100万円を上積みすると聞いております。久慈市については、全壊、大規模半壊での住宅再建購入は200万円、地元産材利用の場合は100万円と聞いております。

○**小野共委員** 今の答弁の中で確認させていただきたいのですが、国の被災者生活再建支援法が適用される市町村で国の生活再建支援金の対象は全壊世帯と大規模半壊世帯のみで

あり、国の生活再建支援法が適用されない市町村では、県単で全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊世帯、一部損壊世帯まで全部適用されるということでしょうか。

○菊池地域福祉課総括課長 はい、お見込みのとおりでございます。国が該当になるところは国が行いますけれども、国の基準に該当しない全壊世帯、大規模半壊世帯については、県が支援しますし、全県的に半壊世帯と床上浸水世帯は県が県単で支援することとしております。

○小野共委員 もう一度、同じ質問です。そうすると、国の生活再建支援法が適用される市町村においても、一部損壊と半壊も補助が出るということなのですね。それでいいのですか。

○菊池地域福祉課総括課長 済みません。ちょっと説明が悪かったです。半壊世帯と床上浸水世帯は、いずれ国の制度の適用になりませんので、全県分、県で支援するということです。

○千田美津子委員 積極的な予算計上には本当に敬意を表したいと思います。関連してお尋ねしますが、今議会で福祉灯油が提案されて可決しましたけれども、今回の台風被害も、寒い時期になっていますけれども、仮設住宅の共益費の支援事業など、本当に丁寧な対応をされているのですが、私は今回の被災者も福祉灯油の対象にしてほしいと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

また、今回医療施設や、それから社会福祉施設等も床上、床下浸水、かなりの被害があるわけですが、これらの施設では、今回浸水したところでは避難計画が立てられて、実際に避難はされたのかどうか、わかる範囲内でお知らせをいただきたいと思います。

○菊池地域福祉課総括課長 福祉灯油の関係ですが、従来実施してきております福祉灯油は、東日本大震災津波の被災地の厳しい状況、まだ応急仮設住宅に住んでいらっしゃる方がいるということで実施をしてきているところですので、基本的には、同じ考え方で検討はしております。被害の大きかった沿岸は東日本大震災津波のときと同じエリアですので、従来と同じだと当てはまってくるのではないかと思います。現在検討中でございます。

○富士医務課長 お尋ねのありました医療施設の避難の関係ですが、浸水が予想される区域におかれる医療施設、病院、診療所につきましては、法の改正などにより避難計画の策定、そして避難訓練の実施が義務づけられていることは承知しておりますが、今回の被災施設がその計画を既に策定済みであったかは、現時点では把握しておりません。今回の台風災害に見舞われた日は、土曜日から日曜日にかけてと記憶していますが、診療所は休診中ということで、患者さんたちには直接的な被害はなかったと聞いております。また、病院におきましても、病院には直接的な浸水被害はなく、停電はあったということで、今回予算計上しているのは病院の分でございます。

○阿部企画課長 社会福祉施設におきましても、それぞれ一部損壊を含めて個々の施設、個別に見た場合に、避難計画、避難訓練をやっていたかは把握しておりませんが、いずれ令和元年5月時点で洪水浸水想定区域では約85.8%の施設で適切な計画を策定しており

ますし、また避難訓練については80.3%で適切に実施しております。

また、土砂災害警戒区域におきましては、同じく5月末現在で94%の施設で避難計画を立てておきまして、避難訓練につきましては92.2%で実施しております。一部社会福祉施設では、実際に避難を適切に行ったという事例を聞いておりますし、結果として不幸中の幸いです。幸いですが、人的被害はなかったと確認しております。

○千田美津子委員 ありがとうございます。福祉灯油につきましては、今回、東日本大震災津波で被災して、また被災したという、全壊した世帯も見てきました。いずれ被災が重なっているわけなので、新たに被災された方々も含めてぜひ対象にさせていただくように前向きな検討をお願いしたいと思います。

それから、施設の計画でありますけれども、調べておられないということですが、私は、今回こういう浸水した等々の結果が出ておりますから、全施設でそういう避難計画づくりを早めてもらうのと同時に、今回被災した施設は避難計画をつくっていなければつくってもらって、避難訓練もやってもらうということが非常に大事だと思います。状況をぜひ調べていただいて、もし避難計画をつくっていないところがあれば、一番最初に促していただきたいと思いますので、その点をお聞きをして終わります。

○富士医務課長 医療施設の避難計画、そして避難訓練ですが、先ほどお答えしなかったのですが、水防法によって市町村が避難計画の策定、避難訓練の実施について指導する役割を担っているものでございます。保健福祉部といたしましては、保健所が定期的に行っている医療法に基づく医療施設の立入調査というものがあまして、国からの指導も受けて、立入調査の際に避難計画の策定を医療機関に対して求めることにしておりますので、関係市町村と保健所の連携の上で、避難計画の策定が進んでいない医療機関に対して、早期に策定するように指導してまいりたいと考えております。

○阿部企画課長 社会福祉施設におきましても、今回いろいろな被害を受けた施設について、具体的な計画の策定状況、それから訓練の状況を調べまして、こちらのほうも特に振興局を中心に施設指導監査を行っておりますので、そういった被害を受けた施設の策定状況を調べた情報を振興局のほうにも還元して、もし策定していない施設があれば適切に策定、それから訓練は実施するように申し伝えたいと思います。

○神崎浩之委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。